

厚生委員会会議録

1 開会年月日

令和6年3月21日（木）

2 開会場所

第一委員会室

3 出席委員（7名）

委員長	吉村	美紀
副委員長	関川	けさ子
理事	のぐち	けんたろう
理事	高山	かずひろ
理事	たかはま	なおき
理事	松丸	昌史
理事	山本	一仁

4 欠席委員

理事	浅田	保雄
----	----	----

5 委員外議員

議長	白石	英行
副議長	田中	香澄

6 出席説明員

成澤 廣修	区長
佐藤 正子	副区長
加藤 裕一	教育長
大川 秀樹	企画政策部長兼保健衛生部・文京保健所参事
竹田 弘一	総務部長兼保健衛生部・文京保健所参事
竹越 淳	福祉部長兼福祉事務所長
横山 尚人	企画課長
猪岡 君彦	政策研究担当課長
進 憲司	財政課長

日比谷 光 輝 広報課長
武 藤 充 輝 総務課長
木 村 健 福祉政策課長
中 島 一 浩 国保年金課長兼高齢者医療担当課長

7 事務局職員

事務局長 小 野 光 幸
議事調査主査 長 田 高 志
主 任 宮 川 美 帆

8 本日の付議事件

- (1) 付託議案審査
 - 1) 文京区国民健康保険条例の一部を改正する条例
- (2) 理事者報告
 - 1) 文京区国民健康保険料率の改定等について
- (3) その他

午後 3時26分 開会

○吉村委員長 それでは、厚生委員会を開会いたします。

委員等の出席状況です。浅田委員は、病気療養のため欠席です。

理事者につきましては、関係理事者の出席をお願いしております。

○吉村委員長 理事会についてですが、必要に応じて協議して開催したいと思います、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○吉村委員長 本日の委員会運営について、付託議案審査1件、理事者報告1件、その他、本会議での委員会報告について、委員会記録について、閉会、以上の運びにより本日の委員会を運営していきたいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○吉村委員長 各委員及び理事者の皆様には、質問・答弁など簡潔明瞭に行い、本委員会が円

滑に運営されるよう御協力をお願いいたします。

○吉村委員長 報告事項が、まず、議案第81号、文京区国民健康保険条例の一部を改正する条例です。

報告事項が議案に関連するため、先に報告を受けることといたします。その後、議案の提案説明を受け、一括して審査を行うことといたします。

それでは、報告事項の御説明をお願いいたします。

中島国保年金課長。

○中島国保年金課長 それでは、資料第2号に基づきまして、文京区国民健康保険料の改定等について御説明申し上げます。

まず、保険料等の改定についての趣旨でございますが、特別区では、国民健康保険事業の事業水準の均衡と安定的な事業運営を確保する目的から、特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準を定め、保険料につきましても、特別区間の格差を是正するため、基準保険料率を算定しているところでございます。

このたび、国から標準保険料率算定のための諸係数が示され、それらの係数に基づき、都による納付金及び標準保険料率の算定とその提示があったことから、特別区において共通基準である基準保険料率の見直しを行いました。そのため、令和6年度の文京区国民健康保険料の料率等を改定するものでございます。

次に、改定の基本的な考え方でございますが、まず、令和6年度の文京区国民健康保険料率は、共通基準に基づく基準保険料率等によるといたしました。また、賦課総額の考え方といたしまして、これまで、平成30年度の制度上の賦課総額の94%を保険料率・納付金として算定し、毎年1%ずつ保険料・納付金の割合を引き上げ、令和6年度保険料から法定外繰入れの解消を行う激変緩和措置に取り組んできたところでございます。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大による医療費の急増等により、令和3年度及び令和5年度の2か年の保険料率算定において、保険料率・納付金の割合を前年度と同率に据え置いたことから、令和6年度の法定外繰入れの解消が難しくなったため、令和6年度の保険料算定においては、納付金の割合を98%とし、令和8年度の保険料から法定外繰入れの解消を目指すこととなりました。加えて、新型コロナウイルス感染症による医療費概算額及び財政安定化基金償還額相当額の合計103億円を特別区全体で一般財源から負担する想定で算定をしているところでございます。

次ページを御覧ください。次に、介護分の所得割統一についてですが、介護分の所得割率については、これまでは各区においてその料率を設定しておりましたが、特別区といたしまして、令和6年度から統一の基準保険料を算定し、令和8年度保険料から所得割率を統一することを目指すこととなりました。

次に、賦課割合についてですが、平成30年度の制度改正により、国が均等割と所得割の賦課総額を50対50に設定し、各都道府県単位の所得水準を反映した賦課割合を原則とする制度が導入されました。東京の場合は、所得水準を反映させた結果、令和6年度の保険料は所得割と均等割の割合は58対42となりました。そのため、医療分、支援金分、介護分の賦課割合は、所得割と均等得の割合を58対42で賦課することとなりました。

次に、改定内容ですが、別紙1のとおりとなっているところがございます。

なお、参考資料といたしまして、別紙2から5までを御用意しておりますので、御確認いただければと思います。

実施日は、令和6年4月1日となっております。

次に、国による国民健康保険制度等の改正についてですが、趣旨といたしましては、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、必要な改正を行うものでございます。

改正内容ですが、9ページの別紙6を御覧いただきたいと思います。記載のとおり、三つの事項について改正がされるものでございます。

御説明は以上となります。

○吉村委員長 続いて、提案理由の説明をお願いいたします。

竹越福祉部長。

○竹越福祉部長 ただいま議題となりました議案第81号、文京区国民健康保険条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

議案集5ページ及び議案審査資料第1号をお開きください。本議案は、特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準及び国民健康保険法施行令の一部改正等に基づき、本区国民健康保険の保険料率等を改正するものでございます。

議案審査資料第1号の項番2、新旧対照表を御覧ください。主な改正内容でございますが、第15条の4、第15条の12、第15条の16、第16条の4、第19条の2、第19条の4は、特別区の共通基準及び国民健康保険法施行令の一部改正に基づき保険料率等を改正するとともに、保険料から減額する額の改定、賦課限度額の改定、保険料減額対象世帯に係る所得判定基準の見直し、その他、必要な規定の整備を行うものでございます。

また、退職被保険者制度の廃止に伴い、一般被保険者と退職被保険者の別がなくなることから、各条文について必要な規定の整備を行うものでございます。

次に、議案集8ページの付則でございますが、第1項は、この条例の施行期日を令和6年4月1日からとし、第2項において、必要な経過措置を設けるものでございます。

よろしく御審議の上、原案のとおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○吉村委員長 それでは、御質疑をお願いいたします。

御質疑のある方は挙手をお願いいたします。

じゃあ、関川副委員長。よろしいですかね、皆様。

関川副委員長。

○関川副委員長 このたび、介護保険、国民健康保険料の改定ということであるわけですが、また、激変緩和措置が行われますけれども、8年までその納付金の割合を激変緩和していったら、今回で終わりにしないということの措置はとられましたけれども、それでもやはり介護保険料ではなくて、国民健康保険料が値上げになるという事実がありますけど、その前に、前進面としては、2割・5割・7割減額のところの減額の額が広がったこと、それから、所得制限、所得の範囲も広がったこと、それから、就学前の医療費の2分の1、均等割の2分の1の補助のところについても2割・5割・7割減額の方については広がったということで、これは前進面かなというふうに思うんですが、これに係る財源というのはどのくらいなのかということと、ちょっとまとめます。

そういういい点はありますけれども、やはり基本のところの保険料が、先ほど言いましたけれども、モデルケースだと前年より、令和5年より1万3,157円高いということで、平均のところでは15万6,520円が引き上がるということで、これには介護分が入っておりませんので、それプラス介護分ということになります。モデルケースのところ、別紙のところでありまして、別紙4のところ、モデルケースということで1から5までのところの所得水準ごとの保険料が示されておりますけれども、例えば、マル1のところの年金受給者（65歳以上）の1人世帯については、ここについては2割減額が適用されておりますけれども、年収200万ですけれども、前々、前回よりも1万3,330円引き上がって10万6,483円になると。2割減額の適用がされていてもこれだけ上がるということと、家族のところではマル5のところ、給与所得者、御夫婦と子ども1人の場合、3人世帯の場合ですね、年収400万のところを見ますと、前年よりも5万820円上がって43万1,717円になるという、こういうモデルのところをちょっと挙げてみますと、やはり値上げになるということでは、これに対してど

ういうふうに文京区として受け止めているのかということと、それから、今回も激変緩和をとったことによっても値上げがされるということで、やはりますます保険料を払えない方は増えてくるのではないかというふうに思いますけども、今の段階での滞納者と、それから、資格証の人数を今の段階で教えていただければと思います。

○吉村委員長 中島国保年金課長。

○中島国保年金課長 様々な減額に対する措置で幾らぐらい財源がかかるかというところがございますが、そこはやはり対象者の方の所得層等もいろいろ関わってくるところがございますので、なかなか現時点では、ちょっとなかなか数字として確定した数字を申し上げるのは難しいところがございます。

また、その値上げについてどう考えているのかというところがございますが、やはりこれにつきましては、もともと国民健康保険料については、一定のルールにのっとって保険料が算定されております。ただ、特別区については、かなり減額、保険料を抑えるところをやっておりますので、やはり国民健康保険が、今後、持続可能な制度として残っていくことにつきましては、一定程度やはり御負担をいただかないと、結局、給付をされる方たちが御負担いただかなければ、給付を受けない方たちに負担が回ってしまいますので、やはり公平性の観点からいっても、非常になかなか御理解いただけない。制度としては御理解いただけないのではないかというふうに考えているところがございます。

また、滞納状況でございますけれども、令和4年度の滞納状況といたしまして、まだ5年度は現在、数字が確定しておりませんので、令和4年度の滞納状況といたしましては、滞納世帯としては2,698世帯で、短期証は15枚、資格証は398枚を出しているといったところがございます。

（「ごめんなさい、もう一回、資格証は」と言う人あり）

○中島国保年金課長 資格証は398枚になります。

○吉村委員長 関川副委員長。

○関川副委員長 今、負担の公平性ということではありましたけれども、もともと私たち、いつも日頃から言っていますが、やっぱりこの国民健康保険は、もともとフリーターの方とか高齢者の方が多かったりして財政基盤がもともと弱いということがあるので、ほかの健保組合等々とはやっぱり違うんだということを基本に置いていただいて、やはり公費の負担をきちっと行うということがやっぱり大事だというふうに思うんですね。

今、滞納世帯が2,698世帯、それから資格証の方が398人ということで、これだけの方々が

払えない状況になっているわけです。この間、コロナがありまして、コロナのときには減免制度がとられていたりして、大分助かった方もいらっしゃいましたが、コロナが2類から5類になりまして、この特別の措置制度がなくなったことによって、これだけの2,698世帯の方々が保険料をなかなか払いたくても払えないという、こういう状況に置かれているというふうに思うんです。

この間、都道府県化が2018年から行われて、都道府県化、広域化になれば、もう少し国保制度が改善するのではないかとということで出発をしましたが、今、2023年、今年で2024年に入りますけれども、6年間やってみて、やはり都道府県化、広域化によっても国保制度がよくなるんだということがはっきりしたんじゃないかなというふうに思うんですが、その辺はどういうふうに考えているのかということと、それから、もともと、1984年の国保法の改定によって、それまでの国保財政の国庫負担率が総医療費の45%、給付費の約60%だったものを、給付費の50%に変えて、総医療費38.5%に当たる国庫負担率を大幅に縮減してきたことが、国保料が大幅に引き上げることになった要因となっておりますが、このことに対して、全国知事会が1兆円の、1兆円を投入することによって、所得割とか均等割が軽減される、あと、先日の厚生委員会でも、私、申し上げましたけれども、昨年11月に特別区長会が高過ぎる国保料について軽減策をとること、それから、子どもの均等割なんかについてももっと考えてほしいということで提言を出して、じかに厚労省に対して要請をしているという、そういう背景があるんですが、そのことに対して文京区としてどういうふうに全国知事会とか23区区長会のそういう要望を受けて、文京区としてどういうふうに考えてこれから行っていかようとしているのか、その辺をお答えいただければと思います。

○吉村委員長 中島国保年金課長。

○中島国保年金課長 まず、財政基盤の話、あるいは最後の今回の全国知事会、あるいは区長会の提言のお話、全部共通することなんですが、やはり制度の構造的な課題というのは、我々課長会としても区としても認識をしているところでございます。そこにつきましては、委員おっしゃられたとおり、区長会を通じて国に対してはその改善、あるいは検討について依頼をしているところでございますので、まず、その対応を我々としては見守っていきながら、適切に対応していきたいというふうに考えているところでございます。

なお、滞納状況でございますが、実は滞納者はどんどん減っております。非常に減っております。令和2年度でいうと3,649世帯あったのが、先ほど申し上げたとおり、令和3年度では3,156、今回は2,698という形になってございます。確かに、国民健康保険料について

は、収入がなくても、制度の趣旨から、一定程度保険料がかかりますが、だからこそ、やっぱり個別の案件は一件一件丁寧に話を聞いたり、状況を調べたりして、適切に対応していくといったところが大事ななというふうに考えているところでございます。

また、広域化については、もともと広域化の趣旨としては、保険料をどうのこうのというよりは、国民健康保険の財政基盤の安定ということで、例えば小さな自治体が今回のコロナみたいにどんと医療費が上がったときに対応できないと、そういうことがないような形で、そういったことを目的として都道府県単位で広域化したというところがございます。また、結果といたしまして、令和4年度まで、決算が出ている令和4年度まで、平成30年、29年からスタートして30年度までと、逆に平成24年、平成24年から平成29年までの過去5年間を比較すると、広域化のほうは保険料率の上げ幅は一定程度抑えられている、結果として抑えられているというところがございます。確かにコロナがありまして、医療費がどんと上がっています。そこに対して一般財源を投入していますので、一概に広域化の効果と言えるかどうか分かりませんが、数字としては、そういう数字であるというところでございます。

○吉村委員長 関川副委員長。

○関川副委員長 広域化によって国保料の上げ幅が抑えられてきたというふうにおっしゃいますけど、別紙3のところだと、1人当たりの保険料ということでは、2019年からの資料となっていますが、12万5,174円、年間で、平均のところであったものが、今回のまだ案ですけど、今回示されてきた案では15万6,520円ということで、令和3年に若干、コロナの影響もあって、これマイナスの部分はありませんけども、ずっと上がり続けているというのが広域化の実態と言わなければなりません。

今、国保会計に積み立てられている基金というのは、全国的に基金と剰余金は、全国規模では合計で9,059億円、1人当たりになると3万5,653円に上ります。こういう基金とか剰余金を使って保険料を引き下げていくことは十分可能だというふうに思います。

今後のことですけれども、激変緩和措置については8年まで、令和8年まで延ばされましたけれども、完全統一化ということで、医療費がたくさんかかる場所とそうでない場所と同じレベルにして完全統一化をしていくというのが、今後の23区、今後の特別区の方角性として出されているというふうに思うんですが、そうすると、また保険料が引き上がっていく要因ができるのではないかなというふうに思います。その辺いかなのかどうかということと、それから、先ほど全国知事会とか特別区長会の動きは歓迎するというところで御答弁ありましたけれども、文京区においても、先日の補正予算の御答弁では、令和8年に、今、

一般会計から国保会計に出されている法定外繰入れをなくしていく方向にしたいと、前からなくしていく方向にしたいという御答弁は何度もいただきましたけど、ついに令和8年で打ち切るといふ、そういう方向が明確に示されましたけれども、この間、法定外繰入れ、なくしていきたいというふうにおっしゃっていましたが、当初予算、そうですね、今年の当初予算だと7億ちょっと、当初予算でその他繰入れということで法定外繰入れが含まれまして、最終補正でも1億4,000万円が増額をされるということで、法定外繰入れを入れながら、それでも上がってはいますけど、上げ幅を抑えるということで文京区は努力してきたというふうに思うんですが、この間の法定外繰入れのちょっと推移、全部とは言いませんけれども、2018年から広域化になってからの法定外繰入れの推移、ざっとでいいですので、教えていただきたいというふうに思います。

○吉村委員長 中島国保年金課長。

○中島国保年金課長 まず、保険料が広域化になったから上がるということではなくて、そもそも保険料につきましては、当該保険料、当該保険年度の医療費から必要な額を逆算して計算してございます。したがって、医療費が上がれば、どうしても保険料は上がっていく。だから、広域化になったから上がったということではなくて、あくまでも保険料の性質としては、必要な医療費が増えて、医療給付費が上がれば保険料が上がると、そういったところでございます。この間、ずっと医療費が右肩上がりになってございますので、どうしてもそこはそういった形が出てきてしまうといったところは、我々としても医療費の抑制について様々な取組もしているところでございますけれども、申し訳ございませんが、今、現状としてはそんな状況でございます。

また、今後の統一、今、国や都が、都道府県が進めている保険料の完全統一のお話のことだと思っておりますけれども、実はもう8割の自治体がもう既にそういった特別区的な措置というか、一般財源の投入はしていません。もう本当に残っている少数になってしまっているところでございますので、こちらについては、やっぱり国の動き、都の動き、また、そういったところを見極めながら、ただ、やはり、そもそも保険というのは、決められた財源で運営をしていくというのが大前提でございますので、やはり国あるいは都がそういう形で動いて、23区でやはり足並みをそろえようということであれば、文京区といたしましても、そこについてはしっかり対応していきたいというふうに考えてございます。

あと法定外繰入れの金額についてでございますが、すいません、ちょっと今、正確な数字はございませんけれども、この間、激変緩和措置等々もやってございますので、特別区全体

で、この3年間で約600億円ほど投入してございますので、そういった意味では、一定程度、特別区の中では努力をさせていただいたというふうに考えているところでございます。

あと補正に関してですけれども、先ほど申し上げましたとおり、本来、特別会計というのは、定められた財源と、定められた保険料で運営するというのが前提でございますので、一般会計が残った、だからそれを使って保険料を下げるということは、結果として被保険者じゃない方に保険料負担を転嫁してしまうこととなりますので、そこは区としてはなかなか難しいというか、そもそもできないものと考えているところでございます。

○吉村委員長 関川副委員長、まとめてください。

○関川副委員長 法定外繰入れを入れなければ、やはり保険料が抑制できないというのは歴然たる事実だというふうに思いますので、ぜひ8年で区切るのではなくて、文京区の法定外繰入れについても、特別区長会などで文京区も入っているわけですから、要望している一方で、国のほうから法定外繰入れなくしなさいというふうに言われたときに、はい、そうですかといっただけというものは、やはり矛盾した態度だと私は思っております。文京区の激変緩和も期限を切らずに続けて、それから文京区の法定外繰入れについても続けていただいて、これ以上保険料が上がらないようにしていくことがやっぱり正しい道だというふうに私は思っておりますので、ぜひそのところはお願いをしておきたいと思っております。

一番最初に聞きました2割・7割・5割減額についての財源っておっしゃいましたっけ。

○吉村委員長 中島国保年金課長。

○中島国保年金課長 そこにつきましては、先ほど申し上げたとおり、その方たちの所得の状況等によって、人数によって大きく変わりますので、現時点では正確な数字は申し上げられないというところでございます。

○吉村委員長 関川副委員長。

○関川副委員長 今回、いい点としては、2割・7割・5割のところの減額を広げたということで、やればできるんだなというふうに思いますので、ちょっと今、財源的にははっきりいたしませんけれども、こうやって低所得、所得の低い方については、こういうふうにして激変緩和措置が取られるということが出来るわけですから、ぜひ一般の保険者の方々にも軽減策を施していくことは十分可能だというふうに思いますので、ぜひその辺はお願いをしておきたいと思っております。

○吉村委員長 中島国保年金課長。

○中島国保年金課長 2割・7割・5割、2割・5割・7割の減額につきましては、総額が当

然増えたことから、定率なので、そこは額が増えるといったところでございます。

また、23区の足並みにつきましては、文京区も23区の一員として統一保険料方式を採用してございますので、そこは23区足並みをそろえて対応していきたいというふうに考えているところでございます。

○吉村委員長 じゃ、よろしいですかね。

それでは、各会派の態度表明をお願いいたします。

自由民主党さん、お願いします。

○のぐち委員 議案第81号、文京区国民健康保険条例の一部を改正する条例でございますけども、激変緩和措置の延長に伴う処置ということで、引き続き適正な保険料の算定に努めていただくことを意見として付しまして、賛成いたします。

○吉村委員長 それでは、公明党さん、お願いします。

○松丸委員 公明党、議案第81号、賛成をいたします。今、いろんな関川議員の議論を聞いていて、激変緩和をずっと続けろと、なおかつ一定、この医療費がどんどんどんどん上がっていくという中で、やっぱりこの国民健康保険制度というものの自体はやっぱりしっかりこう維持していかなきゃいけない。これも大きなやっぱり課題でもありますけれども、やっぱりその辺は一定程度の公平性という部分からいけば、やはりそこは、やっぱり一定程度、みんながこの負担をしていく、それが国民皆保険制度の一つの趣旨でもあるんでね、そういったことも踏まえて、やっぱりしっかりと議論していかなければいけないのかなというふうに感じがいたしました。いずれにしても、この議案第81号、公明党としては賛成をいたします。

○吉村委員長 ありがとうございます。

それでは、永久の会さん、お願いします。

○山本委員 文京永久の会、議案第81号、賛成いたします。

○吉村委員長 それでは、維新文京さん、お願いします。

○高山（か）委員 日本維新の会です。国民保険、結局、その財源、恒久的に財源がない以上は、こういった措置を行ってやっぱり続けていく、改定していくしかないと思うんですよね。先日の厚生でもお話しさせていただいたとおり、やっぱり受益者負担、それから世代間の公平性というものをやっぱり是正していかないと、国もそういった方向に向かっているわけですから、そういったところで日本維新の会も、この81号については賛成といたします。

○吉村委員長 それでは、文京子育てさん、お願いします。

○たかはま委員 特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準に基づき保険料率等を改定

する等であり、制度を維持するためにやむを得ないものと判断いたします。医療費の適正化については、一層の御努力をお願いいたしまして、議案第81号、ぶんきょう子育て・ネットは賛成であります。

○吉村委員長 それでは、日本共産党さん、お願いします。

○関川副委員長 この間、全日本民主医療機関連合会というところが、23年の1月1日から12月31日までのところで調査を行った18回目の調査ですけど、22都道府県から48の死亡事例が報告されたということで、これについては、保険料が払えなくて無保険である方や、それから保険証を所持していたんだけど、受診をすると高いのでということで受診控えがあって、3年連続でこういう保険料が払えない方々について、がんの発見が遅れたりというようなことが続いているという、そういう報告が新聞紙上でありました。1958年に改定された現在の国保法第1条には、「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もつて社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。」とはっきりと書かれています。社会保障なんだと。国保加入者の多くは、先ほども言いましたけど、低所得者で、年齢構成も高齢者が多いというのが実態です。社会保障という目的を完遂をして、財政基盤の弱い国保財政を公費で補って、協会けんぽ等とは違う、協会けんぽにはない均等割等を廃止して、持続可能な国保財政にしていくことが、今、本当に求められているというふうに思いますので、日本共産党は、値上げ案が含まれている議案第81号については反対をいたします。

○吉村委員長 それでは、議案第81号の審査結果を御報告いたします。

賛成5、反対1。よって、原案を可決すべきものと決定いたします。

○吉村委員長 それでは、本会議での委員会報告についてですが、文案の作成については、委員長に御一任いただきたい、願いたいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○吉村委員長 では、委員会記録について、本日の委員会記録については、委員長に御一任いただきたいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○吉村委員長 以上で厚生委員会を閉会いたします。

午後 3時58分 閉会